

令04原機(科保)128  
令和5年1月25日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 小口 正範  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所  
T C A (軽水臨界実験装置) 施設に係る廃止措置計画の変更について (届出)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第3項において読み替えて準用する同法第12条の6第5項の規定に基づき、下記のとおり国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所T C A (軽水臨界実験装置) 施設に係る廃止措置計画の変更を届け出ます。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
代表者の氏名 理事長 小口 正範

二 工場又は事業所の名称及び所在地  
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所  
所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

三 変更の内容

令和3年3月17日付け原規規発第21031713号をもって認可を受けた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所T C A (軽水臨界実験装置) 施設に係る廃止措置計画について別紙1のとおり変更する。

#### 四 変更の理由

使用済燃料の搬出先である S T A C Y 施設の工事計画の見直しに伴い、使用済棒状燃料貯蔵設備の設置工事の完了時期を見直したため、燃料搬出時期を 2022 年度（令和 4 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）に変更した。

なお、燃料搬出の時期を変更した場合においても、廃止措置計画の第 2 段階（維持管理期間）を 2023～2025 年度から 2024～2025 年度に短縮することで全体としての廃止措置終了の時期に変更はない。また、使用済燃料は燃料貯蔵室の燃料要素格納容器に貯蔵されており、燃料要素格納容器は燃料の引渡し完了するまで性能維持施設として継続して適切に維持管理するため、保全上何ら影響はない。

以上のことから、本変更を軽微な変更として届け出る。

以上

## T C A 廃止措置計画の変更 新旧対照表

変更箇所	届 出 前 ( T C A 廃止措置計画 令和 3 年 3 月 17 日 認可 )	届 出 後	理 由
八 核燃料物質の管理及び譲渡し	2. 核燃料物質の譲渡しのための措置 (3) 核燃料物質の搬出、輸送 使用済燃料は、輸送容器に収納のうえ、 <u>2022</u> 年度までに搬出する予定である。使用済燃料の搬出及び輸送に当たっては、保安規定等に従った措置を講ずる。	2. 核燃料物質の譲渡しのための措置 (3) 核燃料物質の搬出、輸送 使用済燃料は、輸送容器に収納のうえ、 <u>2024</u> 年度までに搬出する予定である。使用済燃料の搬出及び輸送に当たっては、保安規定等に従った措置を講ずる。	STACY施設の工事計画の変更により使用済棒状燃料貯蔵設備の設置工事の完了時期が令和6年度となったことから、引渡し時期を2024年度(令和6年度)に変更した。

変更箇所	届 出 前 ( T C A 廃止措置計画 令和 3 年 3 月 17 日 認可 )	届 出 後	理 由
十一 廃止措置の工程	TCA施設の廃止措置全体工程を表11-1に示す。各工程の概要は、以下のとおりである。 (1) 第1段階(原子炉の機能停止から燃料搬出までの段階) 第1段階では、原子炉の機能停止に係る措置及び燃料搬出を行う。 原子炉の機能停止措置として、炉心タンク内への燃料の再装荷を不可とするため、炉心タンク上部開放部の閉止措置を実施する。閉止措置は、炉心タンク内に挿入されている安全板(3基)、核計装検出器(6本)、水位制限装置(3基)、温度計(3本)及び起動用中性子源のガイド管(1本)を取り外した後、炉心タンク上部にステンレス製の蓋を溶接で取り付けることにより行う。炉心タンク内に設置されている格子板については、取り外しは行わない。なお、炉心の現状は、全ての燃料が取り出し済みであり、軽水も排水状態である。 燃料は、原子力科学研究所のSTACY施設に引き渡す。現在、燃料は燃料貯蔵室の燃料要素格納容器に貯蔵しており、 <u>2022</u> 年度までに搬出する予定である。 また、解体撤去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のため、試料採取及び分析を行う。	TCA施設の廃止措置全体工程を表11-1に示す。各工程の概要は、以下のとおりである。 (1) 第1段階(原子炉の機能停止から燃料搬出までの段階) 第1段階では、原子炉の機能停止に係る措置及び燃料搬出を行う。 原子炉の機能停止措置として、炉心タンク内への燃料の再装荷を不可とするため、炉心タンク上部開放部の閉止措置を実施する。閉止措置は、炉心タンク内に挿入されている安全板(3基)、核計装検出器(6本)、水位制限装置(3基)、温度計(3本)及び起動用中性子源のガイド管(1本)を取り外した後、炉心タンク上部にステンレス製の蓋を溶接で取り付けることにより行う。炉心タンク内に設置されている格子板については、取り外しは行わない。なお、炉心の現状は、全ての燃料が取り出し済みであり、軽水も排水状態である。 燃料は、原子力科学研究所のSTACY施設に引き渡す。現在、燃料は燃料貯蔵室の燃料要素格納容器に貯蔵しており、 <u>2024</u> 年度までに搬出する予定である。 また、解体撤去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のため、試料採取及び分析を行う。	STACY施設の工事計画の変更により使用済棒状燃料貯蔵設備の設置工事の完了時期が令和6年度となったことから、引渡し時期を2024年度(令和6年度)に変更した。

変更箇所	届 出 前 (TCA廃止措置計画 令和3年3月17日認可)	届 出 後	理 由
表11-1 廃止措置計画全体工程表	<p>年度: 2019, 2020~2022, 2023~2025, 2026, 2027, 2028</p> <p>工程: 廃止措置計画認可申請</p> <p>第1段階*1 (原子炉の機能停止から燃料搬出までの段階)</p> <p>第2段階*1 (維持管理段階)</p> <p>第3段階 (解体撤去段階)</p> <p>廃止措置終了措置</p> <p>項目: 原子炉の機能停止に係る措置、汚染状況の調査、燃料の引き渡し、解体手順等の検討、解体作業準備、居室建家の施設・設備の解体撤去*2、附属建家(燃料貯蔵室、作業室等)の施設・設備の解体撤去*2、廃水タンク室の施設・設備の解体撤去、排風機エリア等の施設・設備の解体撤去、居室建家、附属建家等の管理区域解除、建家等の解体</p> <p>*1 廃止措置の第1段階～第2段階において、解体撤去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のため、試料採取及び分析を行う。 *2 管理区域を解除するまで機能を維持すべき放射線管理施設を除く。 *3 燃料の搬出が完了した時点で、第1段階は第2段階へ移行する。</p>	<p>年度: 2019, 2020~2023, 2024~2025, 2026, 2027, 2028</p> <p>工程: 廃止措置計画認可申請</p> <p>第1段階*1 (原子炉の機能停止から燃料搬出までの段階)</p> <p>第2段階*1 (維持管理段階)</p> <p>第3段階 (解体撤去段階)</p> <p>廃止措置計画変更認可申請</p> <p>項目: 原子炉の機能停止に係る措置、汚染状況の調査、燃料の引き渡し、解体手順等の検討、解体作業準備、居室建家の施設・設備の解体撤去*2、附属建家(燃料貯蔵室、作業室等)の施設・設備の解体撤去*2、廃水タンク室の施設・設備の解体撤去、排風機エリア等の施設・設備の解体撤去、居室建家、附属建家等の管理区域解除、建家等の解体</p> <p>*1 廃止措置の第1段階～第2段階において、解体撤去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のため、試料採取及び分析を行う。 *2 管理区域を解除するまで機能を維持すべき放射線管理施設を除く。 *3 燃料の搬出が完了した時点で、第1段階は第2段階へ移行する。</p>	<p>STACY施設の工事計画の変更により使用済棒状燃料貯蔵設備の設置工事の完了時期が令和6年度となったことから、引渡し時期を2024年度(令和6年度)に変更した。</p>